



# 荷役作業における災害防止について

H27.8 筑西労働基準監督署

道路貨物運送業の労働災害は、近年、増減を繰り返しています(図1参照)。景気の回復傾向により、道路貨物運送業における人手不足が全国的に広がっており、今後の災害増加が懸念されております。

平成26年における道路貨物運送業の災害発生状況をみると、**交通労働災害は全体の6%に過ぎないのに対し、墜落・転落災害は全体の44%を占めています**(図3参照)。このうち、**荷主等の構内において墜落・転落災害の約8割が発生**しています(図4参照)。

このような状況から、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。荷主の皆様におかれましては、**陸運事業者の災害防止にご協力をお願いします。**

図1 道路貨物運送業の災害推移

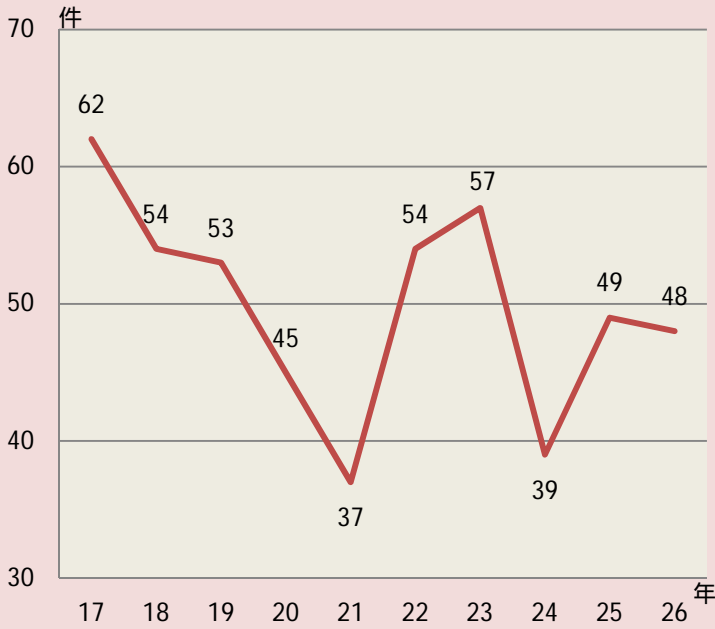


図2 H26事故の型別(全産業)

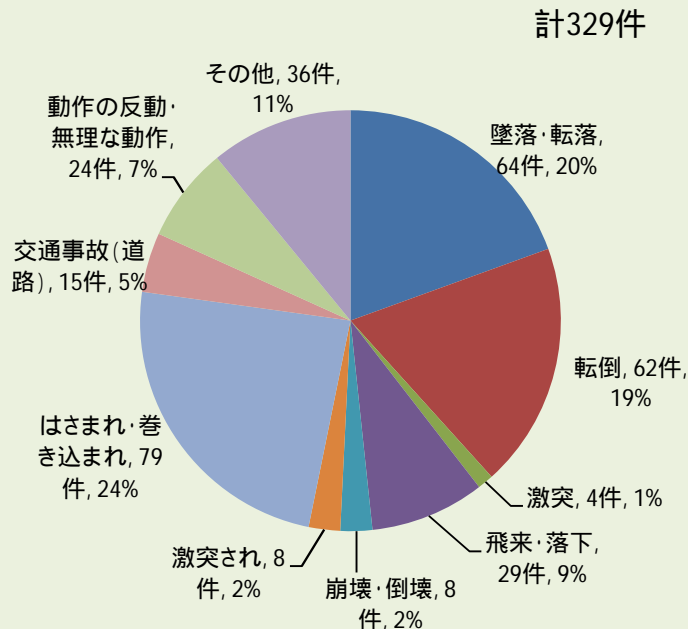


図3 H26事故の型別(道路貨物運送業)

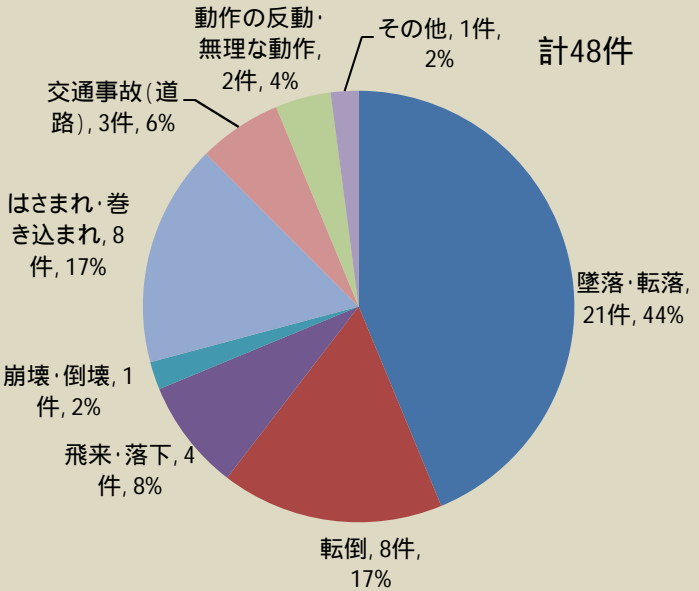
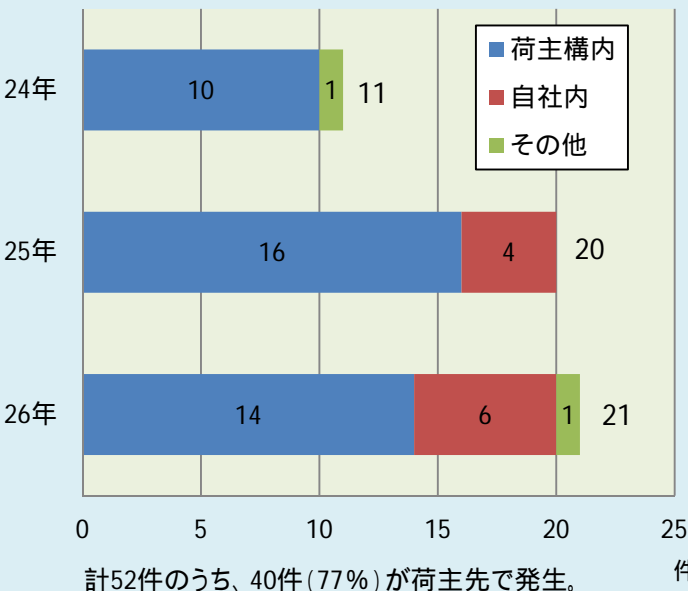


図4 墜落・転落災害の発生場所



# 具体的な実施事項

## 1 安全衛生協議組織の設置

反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置してください。安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や合同で荷役作業場所の巡視等を行なってください。

## 2 書面契約の締結

積荷の種類、重量、陸運事業者に行なわせる作業内容、積込み開始時間、積込み終了時間などを記載した書面を作成し、事前に通知してください。  
この場合、余裕をもった着時刻の設定をしてください。荷役時間、荷待ち時間、運転者の休息时间、道路状況等を考慮しない着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながります。

## 3 墜落・転落災害の防止

陸運事業者の災害の多くは墜落・転落災害です。しかも、墜落・転落災害の多くは荷主等の構内において発生しています。  
荷主等が管理する施設について、できるだけプラットフォーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意してください。



(左)安全帯取付設備のレールの設置例。  
荷台上で作業する時はハネス型安全帯を使用する。



(上)キャスター付の移動式プラットフォームの設置例。プラットフォームごと幅寄せが可能。



(左)屋外での荷締め専用場所の設置例。



(左)荷積み専用プラットフォームの設置例。

可搬式昇降設備の設置例(右)

